

三労発基1105第4号
令和2年11月5日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長
(公印省略)

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、別添1「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第82号）」及び別添2「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第169号）」が、令和2年4月1日に公布又は告示され、別添3の改正施行通達により令和3年4月1日から施行又は適用されます。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、改正に係るリーフレットを同封いたしましたので、周知にご活用ください。